



宮監公表第 23 号
平成 30 年 4 月 24 日

宮崎市監査委員	梶 谷 欣 也	
宮崎市監査委員	神 戸 洋 一 郎	
宮崎市監査委員	伊 地 知 義 友	
宮崎市監査委員	日 高 あ き ひ	

平成 28 年度包括外部監査の措置状況の公表について

平成 28 年度包括外部監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、公表します。

記

- 1 包括外部監査テーマ
外部委託の事務の執行について
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

包 括 外 部 監 査 措 置 状 況 通 知 書

平成28年度包括外部監査における意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

地 域 振 興 部

意 見	意見に対する考え方など
<p>○地域コミュニティ課 【宮崎市公民館等施設夜間等総合案内業務委託 他3件】P64 (意見22)</p> <p>本件で取り上げた業務委託は、いずれも同じ受注業者に永年にわたり随意契約がなされてきたものである。</p> <p>しかし、その理由として担当課があげるものに合理性は見出せなかった。つまり、受注業者がこれまで培ってきた地域住民との信頼関係を重視することの問題点は、基本指針で示されている「外部委託を開始した後、当該業務に係る知識、技術等のノウハウが、特定の委託業者のみに蓄積されると、当該業務を適切に監督できなくなると同時に、委託契約の終了後に、新規の事業者が参入できず、競争性・公平性が損なわれる恐れもある」とする点に集約されている。</p> <p>また、本業務内容に該当する業種設定がない点については、その業種設定を作れば良いだけであり、そもそもそのような理由で随意契約を行うとすれば、随意契約の例外性に反することにもなる。</p> <p>さらに、対市民という業務の特殊性についても、現在、市では庁舎の案内業務やクレーム対応も外部委託している現状に鑑みると、説得力のある理由にはなり得ない。当業務委託については、競争入札の導入も視野に随意契約の相当性を再検討されたい。</p>	<p>宮崎市公民館等施設夜間等総合案内業務委託については、平成30年3月16日、19日、20日に、指名競争入札を実施した。</p>

○生活安全課

【放置自転車整理指導等業務委託】 P70

(意見 24)

契約書第6条に「受注者は整理指導員又は管理員の変更が生じた場合は、その都度、速やかに発注者に届け出るものとする。」と規定されており、平成27年11月からの保管所管理要員5名の内1名の変更を受注者から口頭で受けているが、今後は受注者からの書面による届け出を検討されたい。

(意見 25)

本契約書の委託料の記載の消費税について、第3条2項において「前項の表に掲げる額については、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。」と規定しているが、一般の契約書には、課税事業者の場合「委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は932,074円。」と規定しているので、市その他の委託契約書と統一されたい。

【迷惑駐車防止指導業務委託】 P72

(意見 26)

設計書を作成する上で、消費税等8%を考慮しているかどうか不明瞭であるため、設計書の中で経費が税抜か税込なのかを明記されたい。

(意見 27)

迷惑駐車助言啓発等活動実績において、駐停車台数及び迷惑駐車助言啓発活動件数については、年々減ってきているという回答を得たが、契約金額は3年変更がない。今後設計する段階で、受注者が委託業務を行う業務日数(以下、「業務日」という)を減少させるか、業務日一日当りの迷惑駐車防止啓発員を減少させるかして、縮小させることを検討されたい。

平成29年度の委託契約書より様式第12号として定めた。

平成29年度の委託契約書より第3条2項に「委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、894,074円。」と明記した。

平成29年度の業務委託契約においては、設計書の中で経費が税込であることを明記した。

平成30年度の業務委託契約から、業務日を減少させるべく、業務日の見直し(月8回→月6回)を行う予定としている。

平成30年 3月 29日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正

